

主要農作物品種審査会傍聴要領

主要農作物品種審査会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催の予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、審査会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法によって公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審査会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他会議に支障となる行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なお、これに従わない場合は、退場していただくことがあります。

主要農作物品種審査会傍聴者名簿

開催日時 令和7年10月16日（木） 午後2時から午後3時30分まで
開催場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

番号	氏名	居住する市町村
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		